

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張であつて、適法な特別抗告理由にあたらない。

なお、本件においては、原決定が執行猶予期間経過前に申立人に告知されたことにより、執行猶予言渡の取消の効果を生じたものであつて、その後特別抗告の提起期間中に右猶予期間が経過したことは、原決定を取り消すべき理由とはならないものである（当裁判所昭和四〇年九月八日大法廷決定・刑集一九巻六号六三六頁参照）。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年九月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	江	里	清	雄
裁判官	高	辻	正	己